

刑訴法等改正案の全体像

後藤 昭

1 法案提出の経緯

2015年に内閣が国会に提出した刑訴法等改正案の発端は、2010年に遡る。2010年9月、大坂地裁は、いわゆる郵便不正事件について、村木厚子被告に無罪判決を言い渡した。この判決は、共犯者とされた者たちの検察官に対する供述調書の多くを採用せず、法廷証言に拠って村木被告の事件への関与を否定した。その直後、大阪地検でこの事件を担当した検事が重要な証拠物を有罪主張に合うように改ざんしていたことが明らかになった。

翌月、柳田稔法務大臣は、「検察の在り方検討会議」を設けて「検察の再生及び国民の信頼回復のため」の方策の提案を求めた。この「在り方会議」は、2011年3月に提言『検察の再生に向けて』を提出した。この提言は、検察の運用による取調べの録音・録画を広げることなどを求め、同時に「新たな刑事司法制度を構築する」ための広範囲な検討の場を設けることを提案した。

これを受けて、江田五月法務大臣は、2011年5月18日付けで法制審議会に対して、次のような諮問第92号を発した。「近年の刑事手続をめぐる諸事情に鑑み、時代に即した新たな刑事司法制度を構築するため、取調べ及び供述調書に過度に依存した捜査・公判の在り方の見直しや、被疑者の取調べ状況を録音・録画の方法により記録する制度の導入など、刑事の実体法及び手続法の整備の在り方について、御意見を承りたい。」法制審議会総会は、「新時代の刑事司法制度特別部会」に答申案のとりまとめを委ねた。この特別部会には、

法律家ではない一般有識者委員たちも参加して、活発に意見を述べた。

「特別部会」は、30回の会議と20回の作業分科会会議を経て、2014年7月に審議結果をまとめ¹⁾、同年9月に法制審議会総会は、この案のとおり法務大臣に答申することを決めた。内閣は、この答申に基づいて、2015年3月13日第189通常国会に刑事訴訟法等の一部を改正する法律案を提出した。

その後、衆議院は一部修正のうえでこの法案を可決した。しかし、参議院では審議が終わらず、継続審議となった。本稿執筆の時点で、2015年中に国会は開かれぬ見込みなので、改正の成否は2016年の通常国会に持ち越されることになる。

2 改正点の概要

この法案は、刑事訴訟法、通信傍受法の他、刑検、検察審査会法、組織的犯罪処罰法等の改正まで含む広範囲な改正提案である。

その中でも大きな5点については、以下のよう
に本特集の個別論文が論じることになる。被疑者取調べの録音・録画の義務化については、後藤が別に論じる。捜査・訴追協力型の司法取引の実質を持つ協議・合意制度、および共犯者証言を義務づけるための刑事免責については、笹倉論文が論じる。通信傍受の適用罪名の拡大と実施方法の「効率化」については、安村論文が論じる。証拠開示制度の拡大については、斎藤論文が論じる。被害者・証人保護の拡充については、小川論文に委ねる。

そのほかにも、法案の中には、いくつかの重要な改正提案がある。

(1) 被疑者弁護制度の拡充

現行法は、被疑者が必要的弁護事件に当たる罪名で勾留された場合に限り、国選弁護人制度の適用を認めている。改正法案では、この罪名の制限をなくそうとしている。(改正後の刑訴法37条の2・37条の4。以下、法律名をとくに示さない条文番号は同様)。また、身体を拘束された被疑者・被告人に弁護人選任権を告げる際に、「弁護士、弁護士法人又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出ることができる旨及びその申出先を教示しなければならない。」とされる(76条2項・77条2項・203条3項・204条2項・207条3項)。

(2) 裁量保釈にあたっての考慮事項

未決勾留に関しては、特別部会で、勾留に代わる出頭確保措置の導入について踏み込んだ議論があった。しかし、方針がまとまらなかったため、答申と法案には盛り込まれなかった。ただ、裁量保釈を許すかどうかの判断について、「保釈された場合に被告人が逃亡し又は罪証を隠滅するおそれの程度のほか、身体拘束の継続により被告人が受ける健康上、経済上、社会生活上又は防御の準備上の不利益の程度その他の事情」を考慮すべき旨を刑訴法90条に書き込む提案となっている。

(3) 証人の出頭確保策

証人の出頭を確保するために、不出頭および証言等拒絶の罪の法定刑を1年以下の懲役または30万円以下の罰金に引き上げる(151条・161条)。また、証人に対する勾引の要件を緩和して、「証人が、正当な理由がなく、召喚に応じないおそれがあるとき」にも勾引できるものとする(152条)。

(4) 刑法等改正

法制審議会の答申にいう「公判廷に顕出される証拠が真正なものであることを担保するための方策」として、刑事司法に関する罪の法定刑を引き上げようとしている。犯人蔵匿(刑法103条)と証

拠隠滅(刑法104条)の法定刑は3年以下の懲役または30万円以下の罰金となる。証人威迫罪(刑法105条の2)の法定刑は2年以下の懲役または30万円以下の罰金となる。これと並行して、組織的な犯罪にかかる犯人蔵匿、証拠隠滅、証人威迫の法定刑をいずれも5年以下の懲役または50万円以下の罰金とする(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律7条1項1～3号)²⁾。

(5) 自白事件の簡易迅速な処理のための措置

これは、一般にはあまり注目されていない改正点である。しかし、重要な含意がある。改正法案は、検察官が即決裁判手続³⁾の申立てをした事件で、被告人が罪責を争う態度に出たため即決裁判ができなくなったとき、検察官が公訴を取り消す可能性を想定している。そして、この場合に限っては、「あらたに重要な証拠を発見した」という現行法340条の要求する条件なしに、再度の起訴を可能とする。具体的には、被告人が即決裁判手続によることの同意を撤回しあるいは弁護人がこの同意をしないか撤回した、または被告人が訴因について有罪である旨の陳述をしなかったために、即決裁判手続の申立が却下された事件で、検察官が公訴を取り消したために公訴棄却決定が確定した場合がこれに当たる。いったん即決裁判手続が始まった後、同意または有罪の陳述が撤回されたため、あるいは被告人が訴因について「有罪である旨の陳述と相反するか又は実質的に異なった供述をした」ために即決裁判手続によって審判する旨の決定が取り消されたために検察官が公訴を取り消した場合も同様である。ただし、この無条件の再起訴許容は、いずれの場合も、即決裁判手続の申立却下決定または即決裁判手続によることを取り消す決定があった後、証拠調べをする前に、検察官が公訴を取り消した場合に限られる(350条の16)。

法制審特別部会の議論の過程では、検察官を中心に、即決裁判手続を現状よりも使いやすいうものにしたという要求が強かった。2013年1月段階での議論のとりまとめである『時代に即した新たな刑事司法制度の基本構想』⁴⁾では、そのための

2) 国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律の証拠隠滅罪と証人威迫罪についても、刑法または組織的犯罪処罰法と同様に法定刑を引き上げる(同法53条・54条・56条)。

3) 協議・合意についての規定が350条の2から15までに入るので、即決裁判手続に関する規定は350条の16以下に繰り下がる。

4) <http://www.moj.go.jp/content/000106628.pdf>

1) その内容については、本誌2014年9月号(86巻10号)に特集した。